

# 旭川市食品ロス削減推進計画（案） 概要版

食品ロスとは、まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことであり、家庭や食品関連事業者などから日常的に発生しています。日本では、1年間に約522万トン（令和2年度）本来食べられるはずの食品が捨てられていると推計されています。

食品ロスの削減は国際的な課題であり、国においては令和元年度に食品ロス削減推進法が施行されました。こうした事を踏まえて、本市においても食品ロス削減に向けて具体的な目標や取組を定めた旭川市食品ロス削減推進計画（以下、「本計画」という）を作成します。

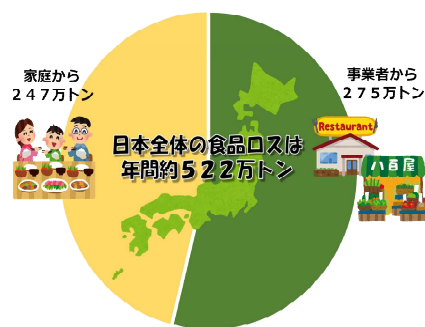
**本計画の作成に当たって、計画（案）に対し市民の皆様より意見を募集いたします。**

## はじめに ～食品ロスについて～

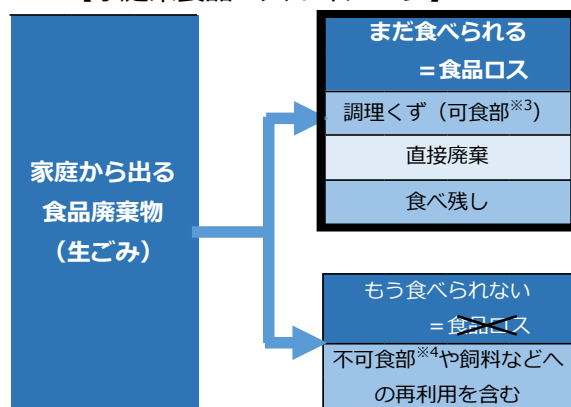
食品ロスには家庭から排出される「家庭系食品ロス」と、食品関連事業者から排出される「事業系食品ロス」があり、双方から排出される食品ロスを削減していくことが求められます。

家庭系食品ロスの内訳は、「調理くず」、「直接廃棄<sup>※1</sup>」、「食べ残し」によるもの、事業系食品ロスの主な発生要因は、食品製造・卸売・小売業では「規格外品<sup>※2</sup>」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられます。

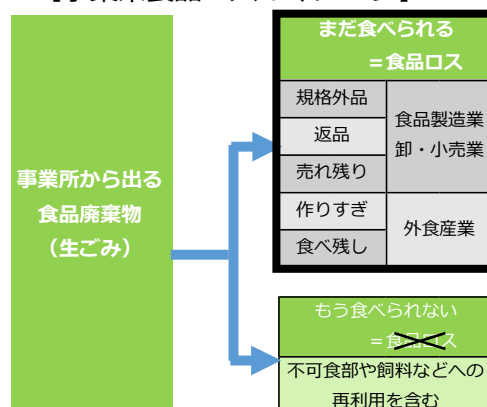
食品ロスは、食品の生産、製造、流通、消費の全ての段階で発生しており、食品ロスの削減を推進するに当たっては、生産から消費の全ての視点から対策を考える必要があります。本計画についても、こうしたことを踏まえて作成します。



【家庭系食品ロスのイメージ】



【事業系食品ロスのイメージ】



※1 直接廃棄 消費期限切れなどの理由で、食べられることなく捨てられたもの

※2 規格外品 重量・容量や色、形状が悪いものや、包装の不良が発生した商品で売り物にならないもの

※3 可食部 野菜や果物の皮を厚く剥いてしまうなど、まだ食べられる部分が残っている状態で廃棄される食品

※4 不可食部 野菜くずなど、食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食べることができない部分

# 1 (第1章) 計画策定の背景・趣旨 (本計画(案) P1~P2)

本計画については、国の法律や方針、北海道の計画、そして本市のこれまでの取組を踏まえて作成します。こうした背景や計画の位置づけなどは以下のとおりです。

## ■国の動き

- ・食品ロス削減推進法の施行(令和元年10月)
- ・食品ロスの削減に関する基本方針の決定(令和2年3月)

法律については、国、地方公共団体、事業者、消費者などが連携して、食品ロスの削減を推進することを目的として作られ、基本方針の中では、都道府県及び市町村も食品ロス削減推進計画を作成するよう努めることとされました。

## ■北海道の動き

- ・北海道食品ロス削減推進計画の作成(令和3年3月)

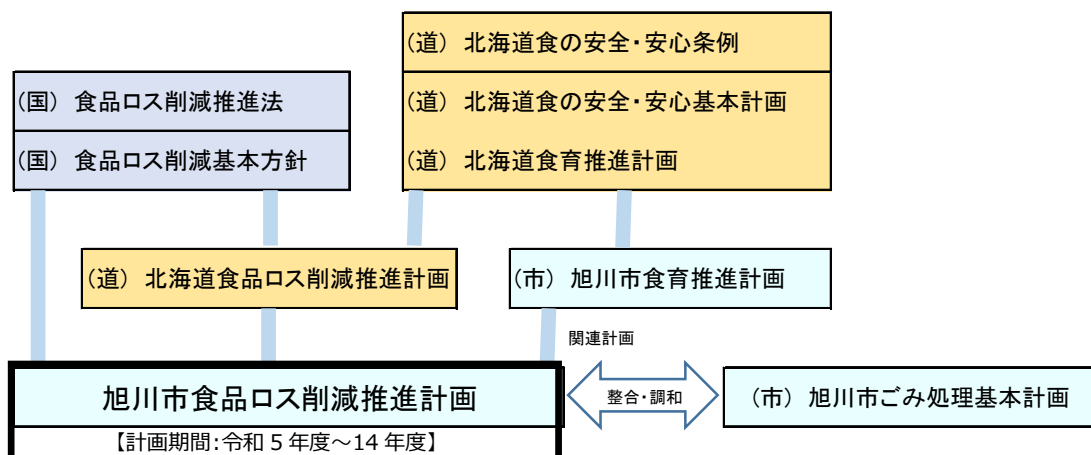
北海道食品ロス削減推進計画は、「北海道食の安全・安心基本計画」や「北海道食育推進計画」に関する個別計画の1つとして作成されました。

## ■本市の動き

- ・生ごみ減量の視点から食品ロス削減の取組を実施(令和元年4月から)
- ・旭川市食品ロス削減推進計画の作成(令和5年3月予定)

北海道の計画も踏まえ「旭川市食育推進計画」の関連計画として作成します。なお、計画期間については、令和5年度～令和14年度までの10年間の計画とします。

【本計画の位置付けイメージ】



## 2 (第2章) 食品ロスの現状と課題 (本計画(案) P3～P9)

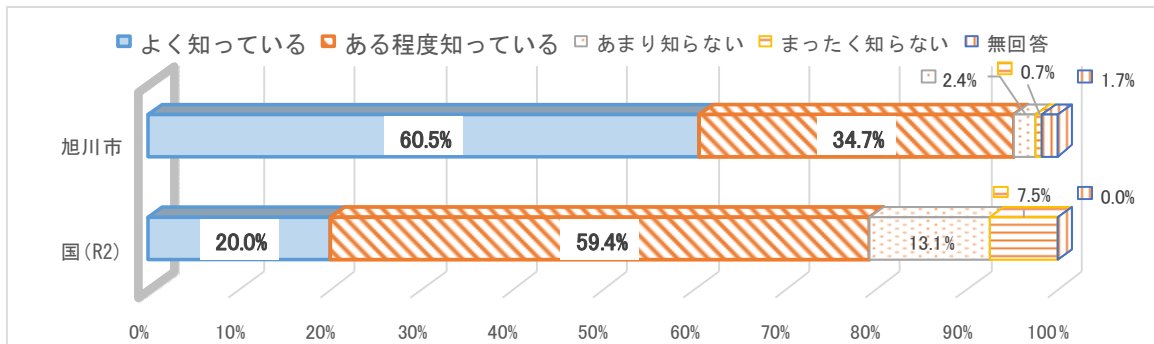
全国、北海道の食品ロスの推計量を示すとともに、本市の食品ロス量を家庭系、事業系とともに推計を行いました。また、本市のこれまでの食品ロス削減に向けた取組についてもまとめています。

### (1) 食品ロス量について

		国		北海道		旭川市	
食品ロス量【推計年度】		522万t【R2年度】		33万t【H29年度】		7,816t【R3年度】	
(家庭系)	(事業系)	(247万t)	(275万t)	(11万t)	(22万t)	(3,647t)	(4,169t)
備考		平成24年度の推計開始以降で最小(最大は平成27年度の646万t)		北海道は、食品産業が盛んなため、国と比較して事業系の割合が高いと考えられる		・家庭系の推計は、本市のごみ処理実績や組成調査から算出 ・事業系の推計は、国が示すデータから算出	

### (2) 市民アンケートの調査結果

令和3年度に実施した食品ロスの認知度調査では、95.2%の人が「知っている」という結果となり、国と比べても高い結果となっています。また、食品ロス削減のための取組を行っているかとの問いに対しても、概ね国より高い結果となりました。



アンケート結果は概ね国より高い結果となりましたが、取組内容の中では、「残った料理をリメイクする(27.2%)」「商品棚の手前の商品を取る(13.2%)」など低い項目もあるので、こうした項目に取り組むことで更に食品ロスの削減を進めていくことができると考えられます。

### (3) 本市のこれまでの取組

- 令和元年度・・・食品ロス削減モニター調査、食品ロス削減セミナーの開催など
- 令和2年度・・・食品ロス削減ポータルサイトの開設など
- 令和3年度・・・食品ロス削減オンラインクッキングの動画を公開など

以下の部分が、今回の意見提出手続（パブリックコメント）の主な対象となります。

### 3 （第3章）食品ロス削減の推進方針及び施策（本計画案 P10～P22）

食品ロス削減に向けて、本市の現状を踏まえて「目指す姿」や「数値目標」を設定します。また、これらを達成するための基本方針や具体的な取組についてとりまとめます。

#### (1) 目指す姿

食品ロスの削減に向けて、市民に現状を知ってもらい一層の取組をみんなで進めることで、食品ロス削減の先進地になることを目指して以下のとおり目標を設定します。

**市民みんなが、食品ロスの現状を知り削減に向けた取組を更に前進**

～旭川市の取組から食品ロス削減の機運を全道へ～

#### (2) 数値目標

本計画を推進するに当たって、食品ロス発生量自体を減らす目標と、そのために家庭系と事業系の食品ロスで3つの目標値を定めます。

目標	現状値	目標値
①食品ロス発生量削減目標（全体） 17%の削減	7,816トン	6,481トン
（家庭系） （事業系）	(3,647) (4,169)	(3,024) (3,457)
②食品ロス削減のために何か取組を行っている市民の割合	93.7%	100%
③食品ロスの削減に新規で取り組む事業者数	—	100事業所（店舗）

#### (3) 基本方針

本計画を推進するに当たって、以下のとおり4つの基本方針を定めます。

##### ○基本方針1 食品ロスの発生を抑制

⇒家庭系・事業系の両面から食品ロスを発生させない取組を進めます。

##### ○基本方針2 未利用食品等の有効活用を推進

⇒規格外品や未利用食品を活用する事業やフードバンク<sup>※5</sup>活動の推進を図ります。

##### ○基本方針3 食品ロス削減に向けた情報を発信

⇒幅広い年齢層に向けて食品ロスに関して効果的な情報発信を行います。

##### ○基本方針4 食品ロス削減のための連携を強化

⇒消費者、食品関連事業者、団体など様々な立場の人と連携して取組を進めます。

※5フードバンク 家庭や食品の製造工程で発生する未利用食品や規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体のこと

#### (4) 基本施策と具体的な取組

基本方針の下に 8 つの基本施策を設定し、各施策の中で具体的な取組を進めます。

基本方針	基本施策	想定される具体的な取組
基本方針 1 食品ロスの発生を抑制 (P17~P19)	基本施策 1 食品ロスに関する意識の醸成	食品ロス削減の意義に関する啓発（セミナー、出前講座）、食品ロス量の把握、地産地消の取組、学校での給食指導、行政が行う取組への参加・協力
	基本施策 2 家庭での食品ロス削減の推進	適量購入・適量調理の推奨、冷蔵庫整理セミナー、リメイクレシピの紹介、食材の保存方法の紹介、消費・賞味期限の正しい理解の啓発
	基本施策 3 事業系食品ロス削減の推進	食品ロス削減の取組事例を紹介する講習会の実施、量り売り・バラ売りの実施、季節商品の予約販売制、大量仕入れの見直し、3010運動 <sup>※6</sup> 、小盛り・小分けメニューの導入
基本方針 2 未利用食品等の有効活用を推進 (P19~P20)	基本施策 4 未利用食品等の販売や再生利用	規格外品の有効活用（販売・加工など）、直売所での販売
	基本施策 5 未利用食品等の循環による有効活用	フードバンク団体の活用、フードバンク活動の認知度向上のための啓発、子ども食堂等への食材提供の支援
基本方針 3 食品ロス削減に向けた情報を発信 (P20~P21)	基本施策 6 食品ロスの認知度向上や削減に向けた積極的な情報発信	SNS <sup>※7</sup> 等各種媒体を活用した情報発信、報道機関との連携、食品ロス削減の取組等を紹介するパネル展の開催
基本方針 4 食品ロス削減のための連携を強化 (P21~P22)	基本施策 7 国及び北海道との連携	国の基本方針・北海道の計画を踏まえた市計画の策定及び見直し、国・北海道と共同で実施できる施策の展開
	基本施策 8 食品関連事業者や関係機関・団体との連携	フードバンク団体との連携、学校教育機関との連携、報道機関との連携

## 4 (第4章) 計画の推進 (本計画案 P23~P25)

### (1) 各主体の役割

消費者、事業者、団体、行政のそれぞれの立場から果たすべき役割や行動について定めます。

### (2) 推進方法について

旭川市食育推進会議の場を活用し、目標の達成状況や、取組の進捗状況を把握するとともに必要な対策を考えていきます。また、取組を進めるに当たっては、本市の関係する部局が十分に連携して有効な取組となるよう努めます。

※6 3010 運動 宴会の開始後 30 分間、終了前 10 分間は食事を楽しみ食べ残しをなくす運動

※7 SNS スマートフォンなどを利用して、不特定多数の人へ簡単かつ迅速に情報を発信することができるサービスの総称